



元教参学第30号
令和元年11月25日

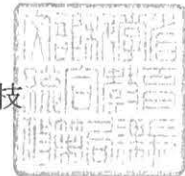
各都道府県教育委員会担当事務主管課長
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長
各指定都市教育委員会担当事務主管課長
各都道府県私立学校担当事務主管課長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体担当事務主管課長 殿
各国公立大学担当課長
各国公私立高等専門学校担当課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課長
三 好



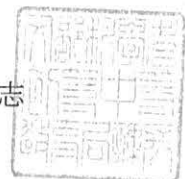
(印影印刷)

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長
根 本 幸 枝



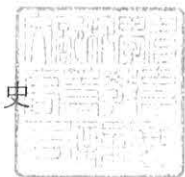
(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
大 濱 健 志



(印影印刷)

文部科学省高等教育局大学振興課長
西 田 憲 史



(印影印刷)

文部科学省高等教育局専門教育課長
黄 地 吉 隆



(印影印刷)

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）

日頃より、人権教育の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」（令和元年法律第 55 号。以下「補償法」という。）、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則」（令和元年厚生労働省令第 73 号）及び「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所並びに同項第 4 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める本邦以外の地域」（令和元年厚生労働省告示第 172 号）並びに「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第 56 号）が令和元年 11 月 22 日に公布・施行されました。

法律等の詳細は別添のとおりですが、「補償法」では前文において、国会及び政府が悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、「ハンセン病元患者家族等に対するいわれのない偏見と差別を国民と共に根絶する決意を新たにするとされているところ」です。また、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」においては、ハンセン病の患者であった者等に加え、その家族に対しても差別が禁止されるとともに、その名誉の回復のため、ハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずることとされました。

令和元年 7 月 12 日に閣議決定された「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」においても、「関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組みます」とされています。

ついては、各位におかれてもこれら法律等について十分了知されるとともに、その趣旨を踏まえたハンセン病に対する偏見や差別の解消のための適切な教育の実施について御協力をお願いいたします。

本件について、各都道府県教育委員会にあっては、所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省医政局及び社会・援護局にあっては所管の専修学校に対して、周知いただきますようお願いいたします。

< 添付資料 >

- 別添①：ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）（令和元年 11 月 22 日付け健発 1122 第 1 号・医発 1122 第 1 号厚生労働省健康局長・医政局長通知）
- 別添②：ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話

（担当）

【社会教育に関すること】

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
共生社会学習企画係

tel：03-5253-4111（内線3276）

fax：03-6734-3719

【初等中等教育に関すること】

初等中等教育局児童生徒課指導調査係

tel：03-5253-4111（内線3291）

fax：03-6734-3735

【高等教育に関すること】

高等教育局大学振興課学務係

tel：03-5253-4111（内線3034）

fax：03-6734-3735

【高等専門学校に関すること】

高等教育局専門教育課高等専門学校係

tel：03-5253-4111（内線3347）

fax：03-6734-3389

【専修学校・各種学校に関すること】

総合教育政策局生涯学習推進課

専修学校教育振興室専修学校第一係

tel：03-5253-4111（内線2915）

fax：03-6734-3281

別添略